

東大和市

子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月



東大和市

はじめに

『あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育む』
子育てしやすいまちを目指します



東大和市では、これまで、平成17年に「東大和市次世代育成支援行動計画」を策定して、少子化対策を進めてきました。また、国においても、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定して、次世代育成支援をはじめ、総合的な少子化対策が進められてきました。

しかし、出生率の低下により少子化に歯止めはかからず、平成17年以降、日本の総人口は減少が続き、本格的な人口減少社会に突入しました。その中で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、家庭や地域における子育て環境の変化などにより、子育てに不安や孤立感を抱く家庭や、待機児童が発生していることなど、多くの問題が生じています。また、これまでの働き方や子育ての仕方、社会の支援の仕方なども見直しの必要性が言われております。

このような状況において、東大和市では、子ども・子育て支援の取組を一層促進させるために、「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を基本理念とする「東大和市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これにより、教育・保育等に係る市民ニーズに応え、東大和市における子育て環境の整備を推進し、これまで以上に子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご参画いただいた市民の皆様をはじめ、様々な角度から慎重かつ熱心にご審議いただいた「東大和市子ども・子育て支援会議」の皆様、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年3月

東大和市長 尾崎保夫



第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨等	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画策定体制と策定方法	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く東大和市の現状	5
1 人口と世帯の動向	7
(1) 人口・世帯	7
(2) 世帯の家族類型	8
(3) 年齢3区分別人口	9
2 出生数・合計特殊出生率と就業率	10
(1) 出生数	10
(2) 合計特殊出生率	10
(3) 就業率	11
3 将来人口推計	12
(1) 推計人口と推計世帯数	12
(2) 将来の世帯の家族類型	13
(3) 計画期間における子どもの推計	14
4 子どもの現状	15
(1) 保育園	15
(2) 幼稚園	16
(3) 学童保育所	16
5 ニーズ調査	17
(1) 調査の概要	17
(2) 調査結果	18
(3) 自由意見	22
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	26
2 基本目標	26
(1) 基本目標①	26
(2) 基本目標②	27
(3) 基本目標③	28
3 成果指標（アウトカム指標）	28

第4章 施策の展開	29
1 教育・保育の提供区域の設定	31
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容	31
(1) 新制度の認定区分と施設・事業	31
(2) 認定区分別の量の見込みと確保の内容	32
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	35
(1) 延長保育事業	36
(2) 放課後児童クラブ(学童保育所運営事業)	37
(3) 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)	38
(4) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	38
(5) 幼稚園による一時預かり事業	39
(6) 一時預かり事業等(一時保育事業・緊急一時保育事業等)	40
(7) 病児・病後児保育事業	41
(8) 子育て援助活動支援事業(さわやかサービス事業)	42
(9) 利用者支援事業(保育コンシェルジュ事業)	42
(10) 妊婦健康診査	43
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	43
(12) 養育支援訪問事業	44
(13) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画	44
第5章 計画の推進体制	47
1 計画の推進	49
(1) 関係機関等との連携・協働	49
(2) 計画・制度の周知	49
2 計画の進行管理	50
(1) 進捗状況の管理	50
(2) 評価指標	50
資料編	51
1 東大和市子ども・子育て支援会議条例	53
2 東大和市子ども・子育て支援会議の委員一覧	55
3 子ども・子育て支援会議等の開催概要	56
4 用語解説	58
5 Q&A集	65
(1) 保育所等について	65
(2) 幼稚園等について	68
(3) 認定こども園・その他について	69

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨等

- これまでの少子化対策では、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援をはじめ、総合的な少子化対策が進められてきました。
- 東大和市でも、「子どもを生ま育てることに喜びを感じることができるまち」や「子どもが健やかに育つまち」を目指して、平成17年に「東大和市次世代育成支援行動計画」を策定して、少子化対策を進めてきました。
- しかし、出生率の低下により少子化は進行し、さらなる核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱く家庭もある中、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況にあります。
- また、男女共同参画や女性の社会化の実現などにより、家庭や地域における子育て環境も従来とは変化し、仕事と子育てを両立できる環境整備が不十分なことや、多くの待機児童が発生していることなど、多くの問題が生じています。
- さらに、平成17年以降、日本の総人口は減少が続いており、人口減少社会を迎えた今、これまでの働き方や子育ての仕方、社会の支援の仕方などを見直していく必要があります。
- このような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。
- そして、それらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。
- このため、東大和市では、子ども・子育て支援の取組を一層促進させるために、「東大和市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」の第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づいた上で、同法第77条の規定で設置している「東大和市子ども・子育て支援会議」において委員の意見を聴取して策定します。
- 本計画は、「東大和市総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

【参考】子ども・子育て支援法

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の期間

- 本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を1期とします。

4 計画策定体制と策定方法

- 本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、利用希望把握調査(ニーズ調査)を行いました。
- また、子ども・子育て支援法第77条に基づき、学識経験者、公募委員(子どもの保護者)、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学校教育関係者の11名から構成される「東大和市子ども・子育て支援会議」にて、内容等の協議・検討を行いました。
- さらに、計画の中間報告に対する意見公募と市民説明会を行い(平成26年10月に実施)、広く市民の意見を伺いながら、庁内での検討も踏まえ、計画策定を進めました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く東大和市の現状

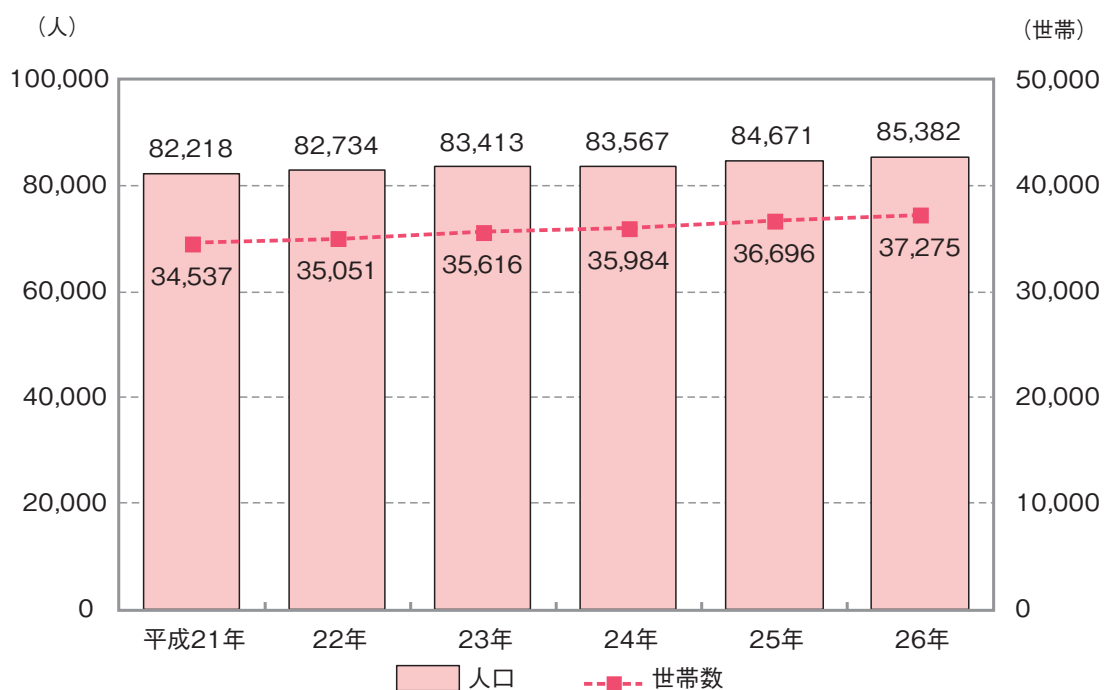


1 人口と世帯の動向

(1) 人口・世帯

- 人口は緩やかな増加を続け、平成21年以降、3,164人増え、平成26年4月1日現在では85,382人となっています。
- 同様に、世帯数も増加の一途で、平成21年と比較して2,738世帯増え、平成26年4月1日現在では37,275世帯となっています。

【図表2-1-1 人口と世帯数の推移】



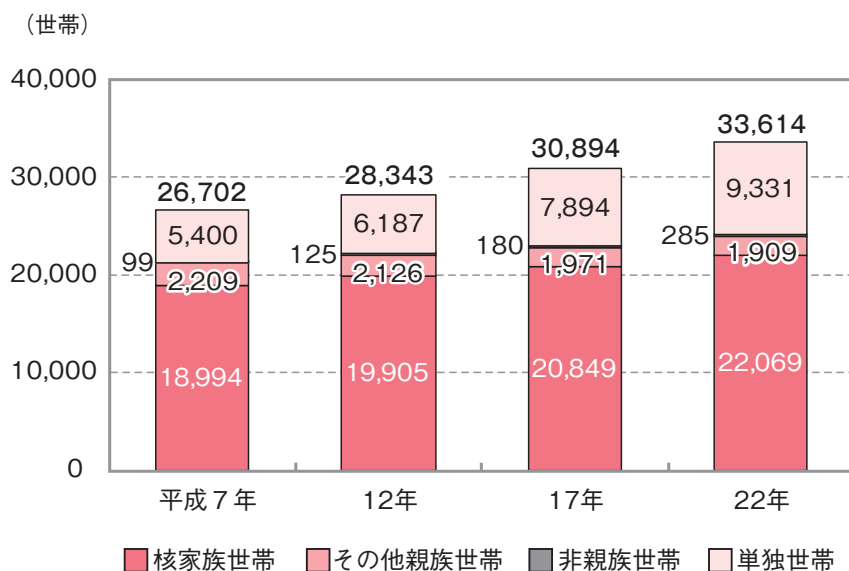
※平成24年7月9日から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年以降の数値は日本人と外国人を合わせたものです。

(各年4月1日現在)
資料：市民課

(2) 世帯の家族類型

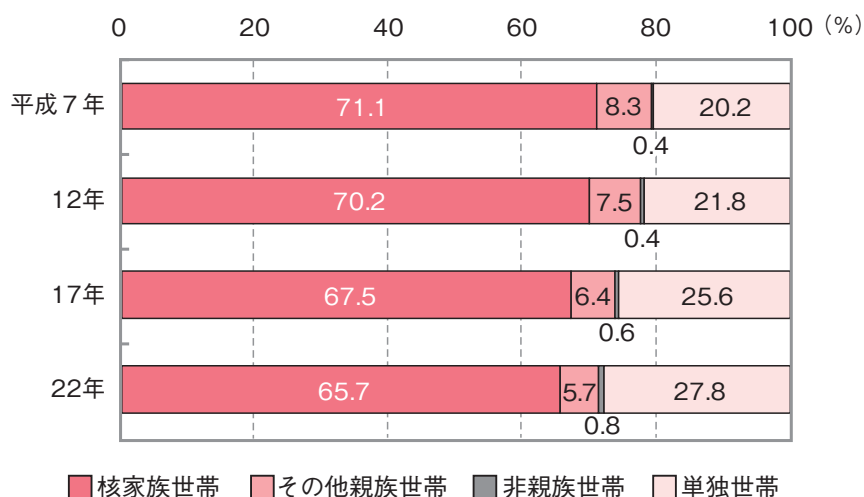
- 増え続けている世帯数を類型別で見ると、平成7年以降、核家族世帯は3,075世帯、単独世帯は3,931世帯それぞれ増加しています。ただし、構成比で見ると、核家族世帯とその他親族世帯の割合は減少し、単独世帯の割合が増加しています。

【図表2-1-2 世帯の家族類型の推移】



(各年10月1日現在)
資料：平成22年国勢調査

【図表2-1-3 世帯の家族類型(構成比)の推移】



※家族類型総数には不詳を含みます。

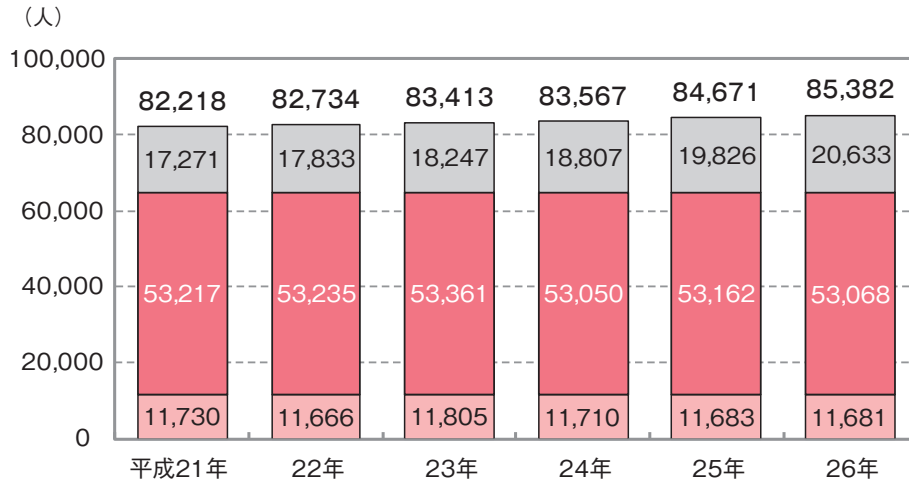
※平成22年国勢調査から家族類型の親族については新分類となりました。

(各年10月1日現在)
資料：平成22年国勢調査

(3) 年齢3区分別人口

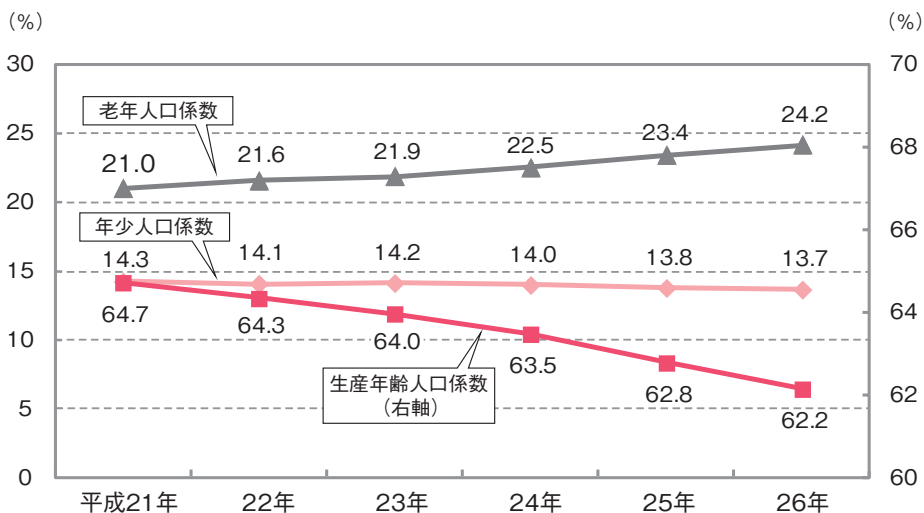
- 近年の人口を年齢3区分別で見ると、年少人口は微減、生産年齢人口はほぼ横ばいの状況にあります。それに対し、老年人口は平成21年と比べると3,362人増加しており、高齢化が進んでいる状況にあります。
- 構成比でも、老年人口の割合は増加している一方で、他の割合は減少しています。

【図表2-1-4 年齢3区分別人口の推移】



(各年4月1日現在)
資料：住民基本台帳 市民課

【図表2-1-5 年齢3区分別人口(構成比)の推移】



(各年4月1日現在)
資料：住民基本台帳 市民課

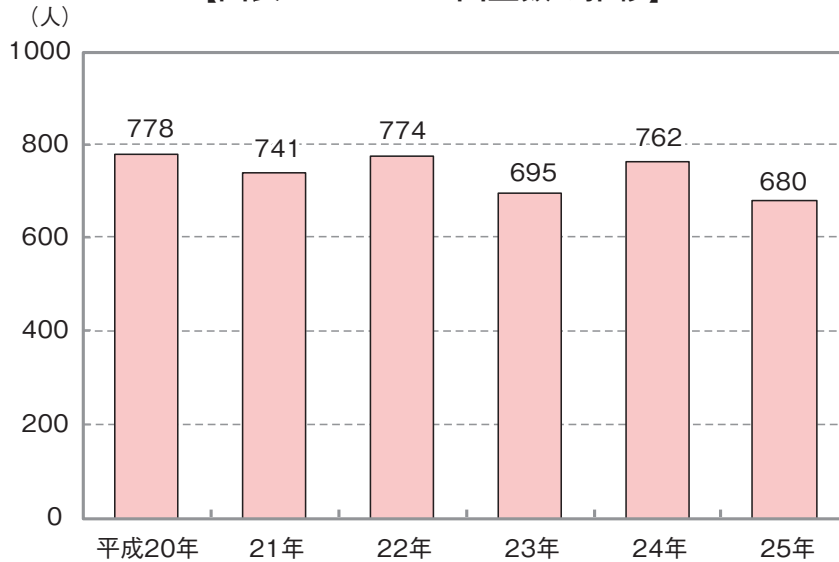
※平成24年7月9日から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年以降の数値は日本人と外国人を合わせたものです。

2 出生数・合計特殊出生率と就業率

(1) 出生数

- 近年の出生数は、約700人から800人の間で推移しており、その年によってばらつきがみられる傾向にあります。

【図表2-2-1 出生数の推移】

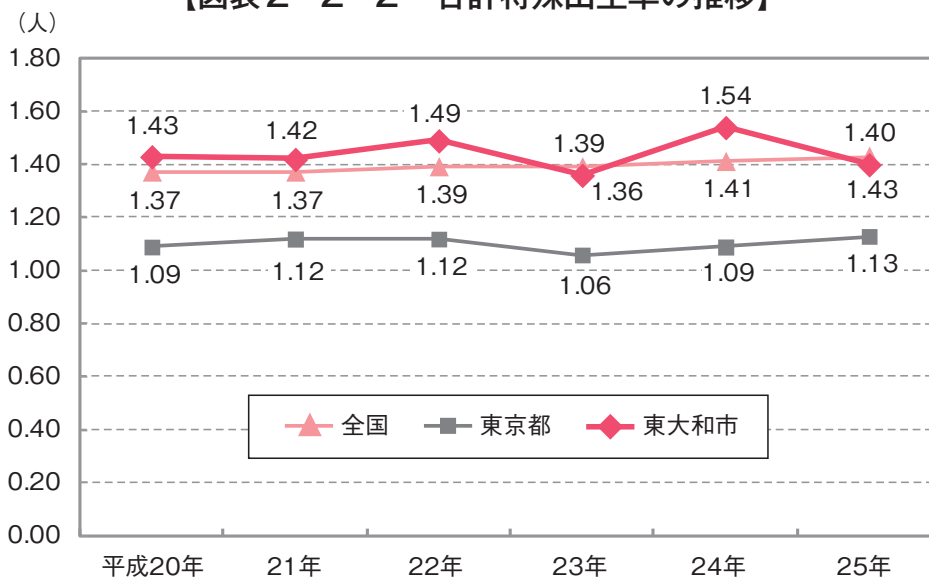


資料：東京都保健福祉局「人口動態統計」

(2) 合計特殊出生率

- 合計特殊出生率は、東京都と比べると高い水準にあるだけでなく、おおむね国の水準をも上回っています。

【図表2-2-2 合計特殊出生率の推移】

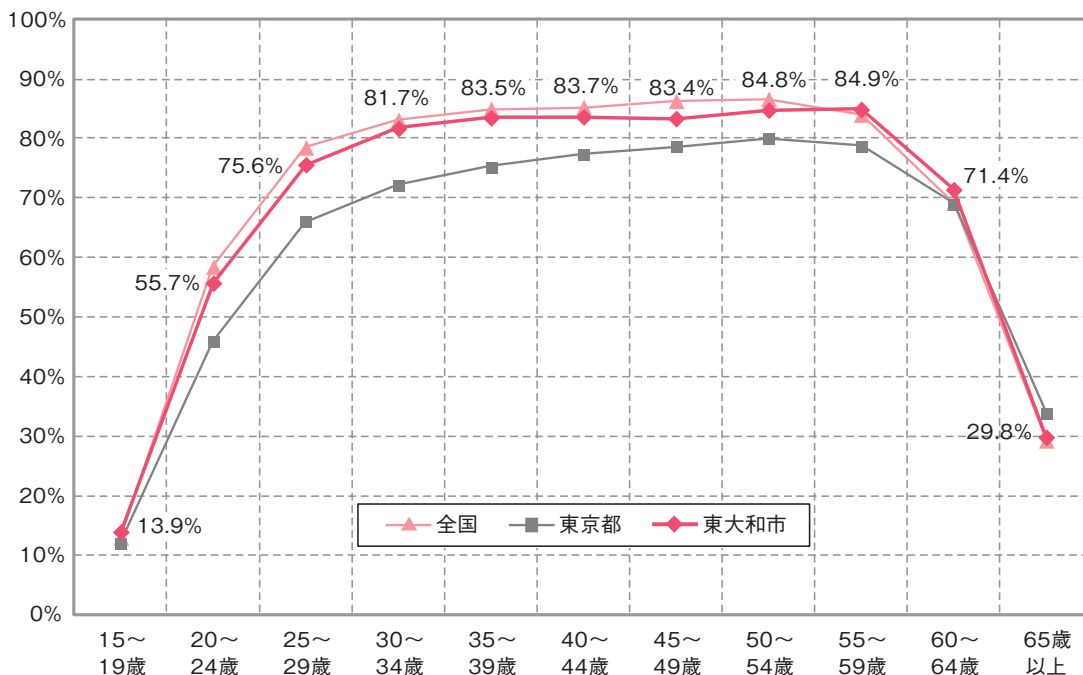


資料：東京都保健福祉局「人口動態統計」

(3) 就業率

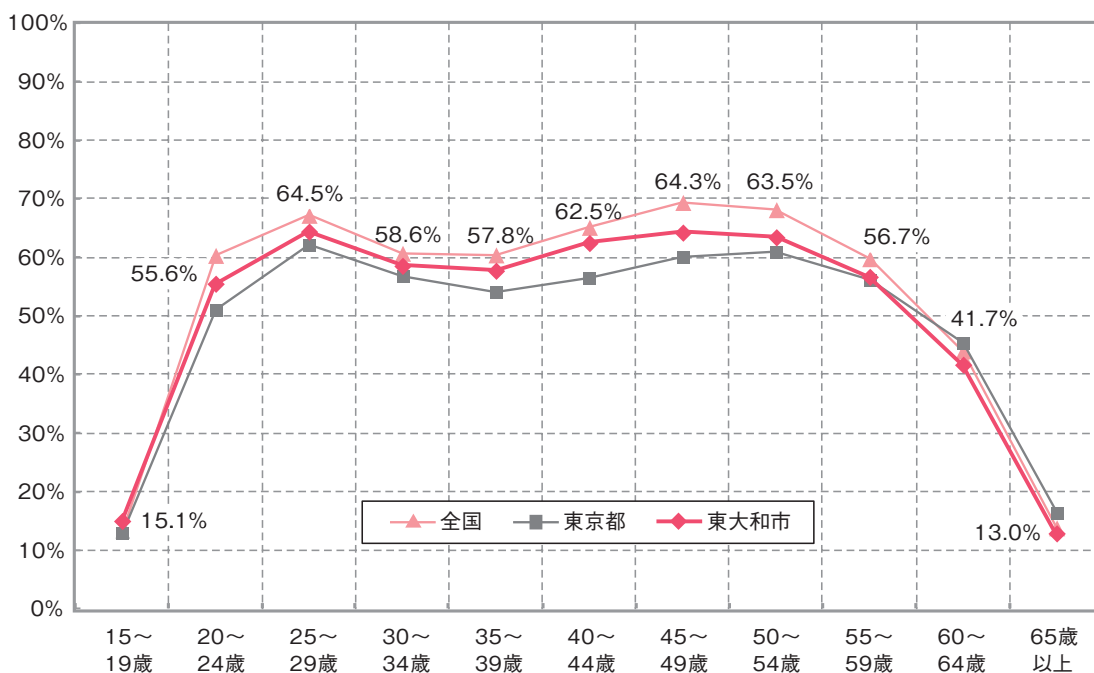
- 就業率を東大和市、東京都、全国で比較すると、男性はおおむね東京都を上回り、全国と同じような数値をなっています。女性は、全体として緩やかなM字型の状況にあり、おおむね東京都と全国の中間の数値となっています。

【図表2-2-3 男性の就業率(平成22年)】



資料：平成22年国勢調査

【図表2-2-4 女性の就業率(平成22年)】



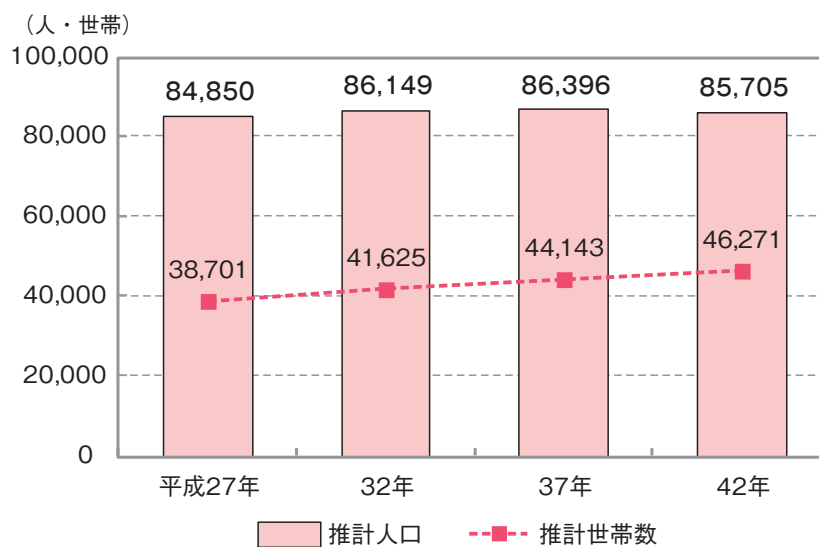
資料：平成22年国勢調査

3 将来人口推計

(1) 推計人口と推計世帯数

- 将来の人口は、平成37年前後をピークに減少に転じる推計になっています。それに対し、将来の世帯数は増加し続けると予測されます。

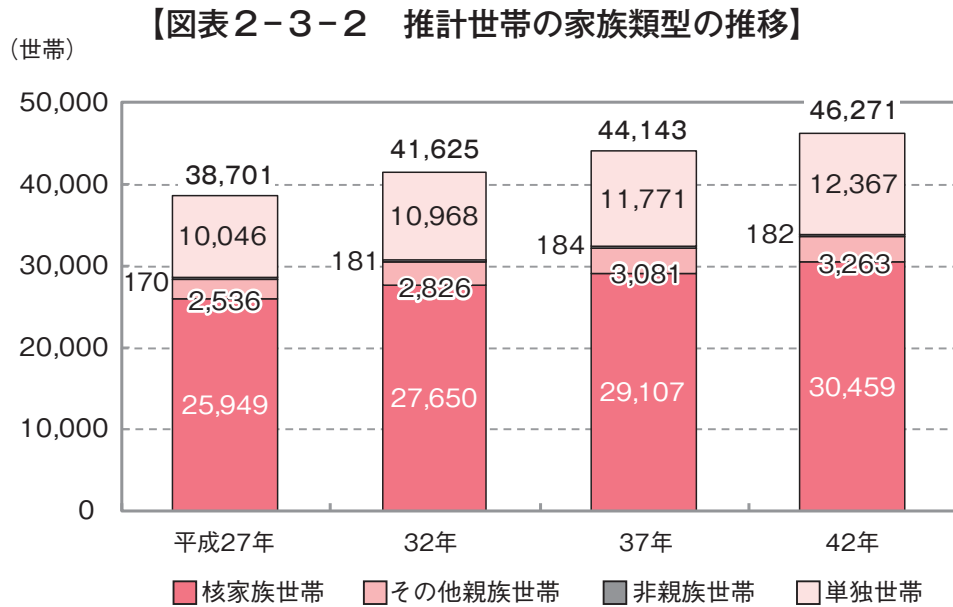
【図表2-3-1 推計人口と推計世帯数の比較】



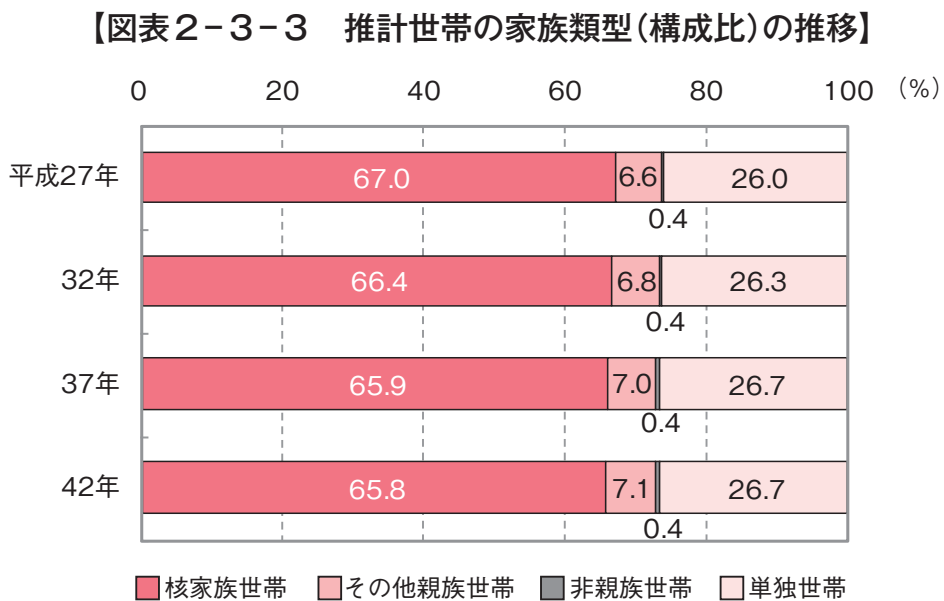
資料：人口推計業務報告書(平成23年)

(2) 将来の世帯の家族類型

- 将来の世帯を家族類型別で見ると、核家族世帯が4,510世帯、単独世帯が2,321世帯増加することが予測されます。
- 構成比で見ると、平成22年までは単独世帯の割合が増加して、核家族世帯の割合が減少していましたが、平成27年以降、その割合はほぼ変わらずに推移すると推計されます。



資料：人口推計業務報告書(平成23年)



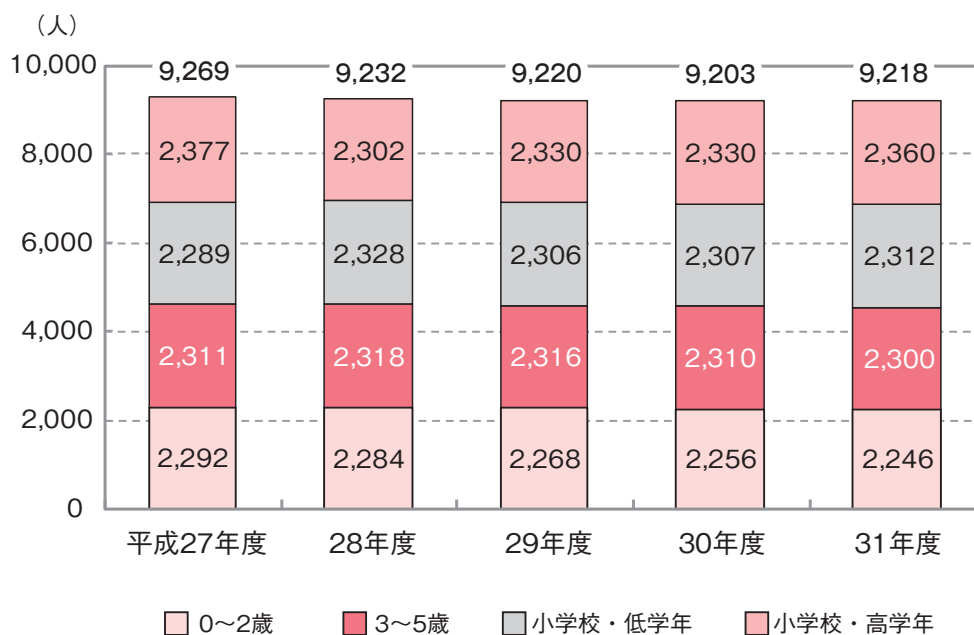
資料：人口推計業務報告書(平成23年)

(3) 計画期間における子どもの推計

- 本計画の期間である平成27年度から平成31年度の5年間に於いて、0歳から11歳の子どもの推移は次の表のように予測されます。
- この5年間で、子どもの人口に大きな変化はみられませんが、若干減少する傾向にあります。

【図表2-3-4 子どもの推計の推移】

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	746	740	736	730	724
1歳	770	767	761	758	757
2歳	776	777	771	768	765
3歳	771	772	771	766	760
4歳	772	772	772	771	769
5歳	768	774	773	773	771
6歳	769	766	773	772	772
7歳	795	770	765	770	771
8歳	725	792	768	765	769
9歳	769	732	799	774	769
10歳	788	777	742	808	777
11歳	820	793	789	748	814



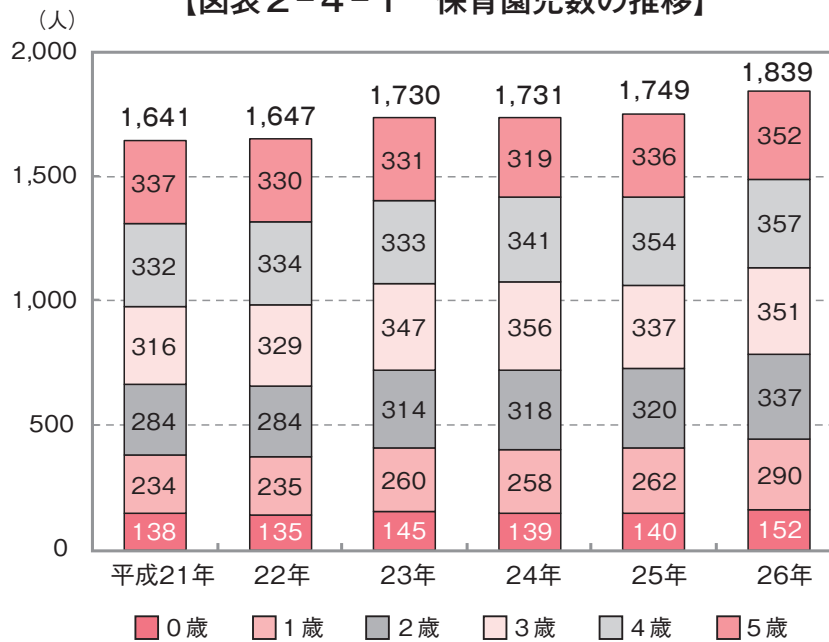
資料：人口推計業務報告書(平成23年)

4 子どもの現状

(1) 保育園

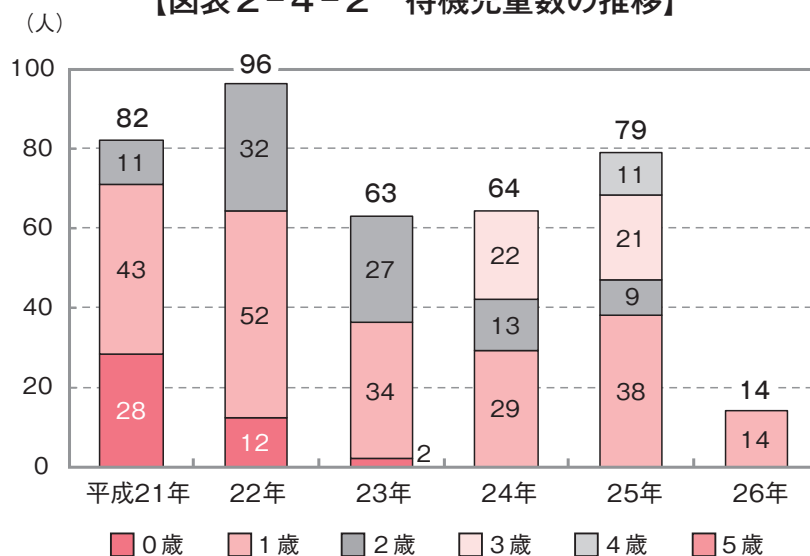
- 平成21年以降、保育園に通う子どもの数は、徐々に増加しています。
- 待機児童数は、平成22年に96人と最も多かったです。平成25年以降、保育園が新設されるなど保育環境が整備され、平成26年には14名となっています。ただし、いずれの年も1歳児に待機児童が多くいます。

【図表2-4-1 保育園児数の推移】



資料：保育課

【図表2-4-2 待機児童数の推移】



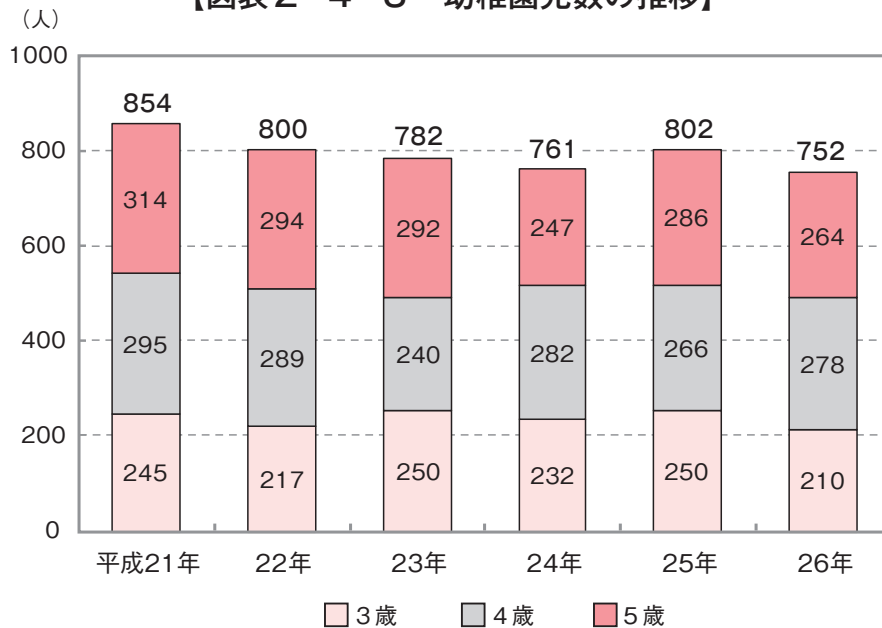
※5歳児に待機児童はなし。
(各年4月1日現在)

資料：保育課

(2) 幼稚園

- 市内に幼稚園は3園あり、幼稚園に通う子どもは近年、800人前後で推移しています。

【図表2-4-3 幼稚園児数の推移】

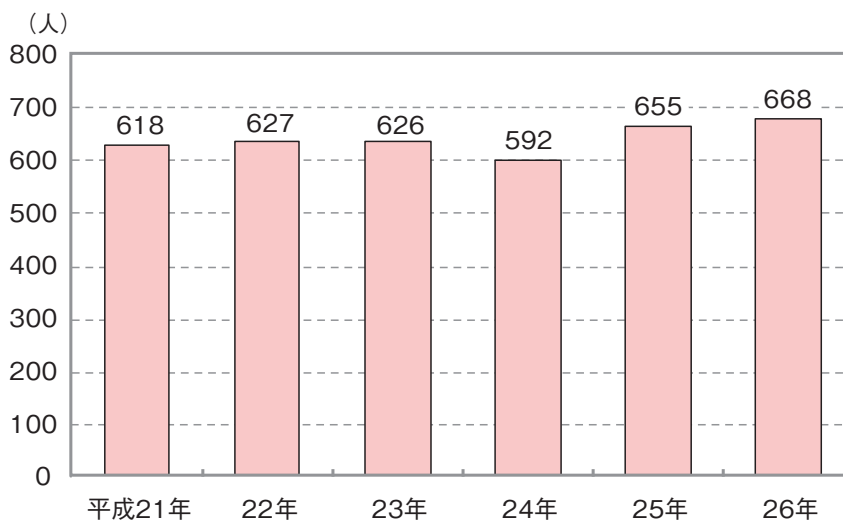


資料：学校基本調査 保育課

(3) 学童保育所

- 近年では、学童保育所に通う児童数は、おおむね600人前後で推移してきましたが、直近では650人以上となっています。また、市内に学童保育所は10か所ありましたが、平成25年度からは1か所を新設し、合計11か所で学童保育を行っています。

【図表2-4-4 学童保育所入所児童数の推移】



※平成14年度に障害を有する児童の対象学年を6年生までとしました。
 (各年4月1日現在)
 資料：青少年課

5 ニーズ調査

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

- 本調査は、平成27年度から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、5年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた貴重な情報として、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」の把握を目的に実施しました。

2) 調査の実施と対象等

ア 調査の実施

- ・調査配付日：平成25年10月18日(郵送にて配布、各学校・施設等へ協力依頼)
- ・調査締切日：平成25年10月31日
- ・最終締切日：平成25年11月30日

イ 調査の対象と回収結果

区分	対象	配付数	回収数	回収率
未就学児	・0歳児～5歳児 ・無作為抽出	1200部	576部	48.00%
就学児	・小学1年～3年 ・無作為抽出	800部	346部	43.25%
かるがもひろば	・かるがもひろば 利用者	(対面方式)	51部	—

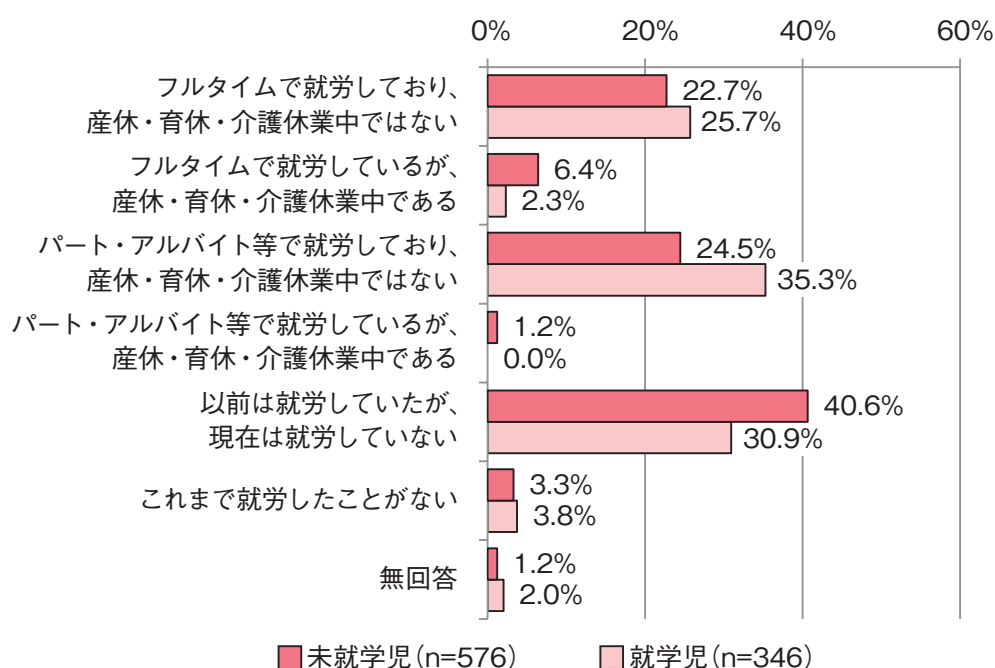
(%は小数点第3位を四捨五入)

(2) 調査結果

1) 母親の就労状況

- 未就学児では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が40.6%、就学児では「パート・アルバイト等で就労」が35.3%と最も高くなっています。また、「フルタイムで就労」も高い割合を示しています。
- なお、父親では、「フルタイムで就労」が最も多く、未就学児、就学児ともに90%以上を占めています。

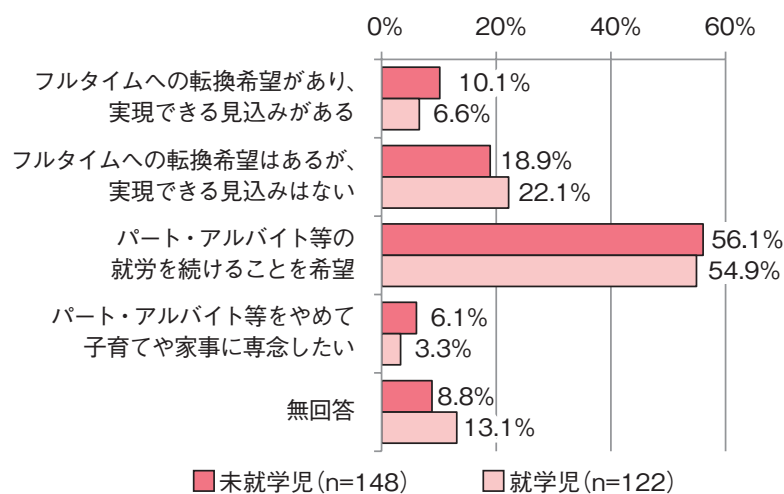
【図表2-5-1 母親の就労状況】



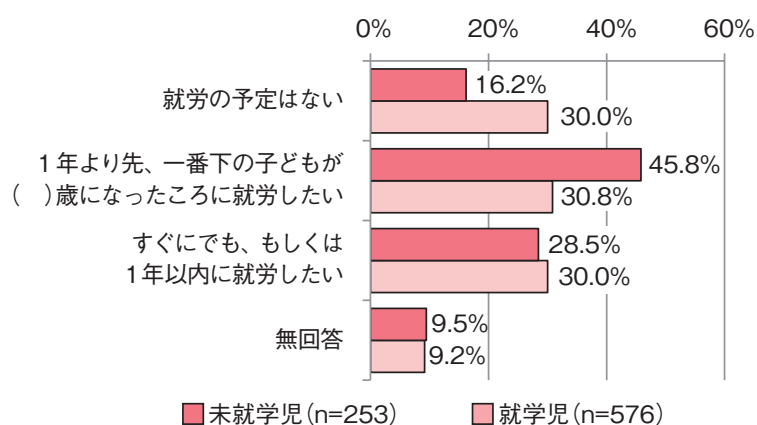
2) 母親の就労希望

- パート・アルバイト等で働いている方の希望として、未就学児と就学児ともに、半数以上が現在の就労形態である「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」しています。
- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」方や、「これまで就労したことがない」方において、就労に対する希望としては、「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」と、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」とする回答が多く、両回答を合わせて未就学児では70%以上、就学児では60%以上を占めています。
- 「一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」と回答した方において、就労を希望する時の子どもの年齢は、未就学児では「3歳」(23.3%)が一番多く、次いで「6歳」(19.0%)、「4歳」(14.7%)、「7歳」(13.8%)となっています。
- また、就学児では「7歳」(29.7%)が最も多く、「4歳」「6歳」「10歳」(いずれも13.5%)が続いています。平均年齢においても、就学児の方が未就学児より、1歳以上、高くなる傾向にあります。

【図表2-5-2 働いている母親の希望】



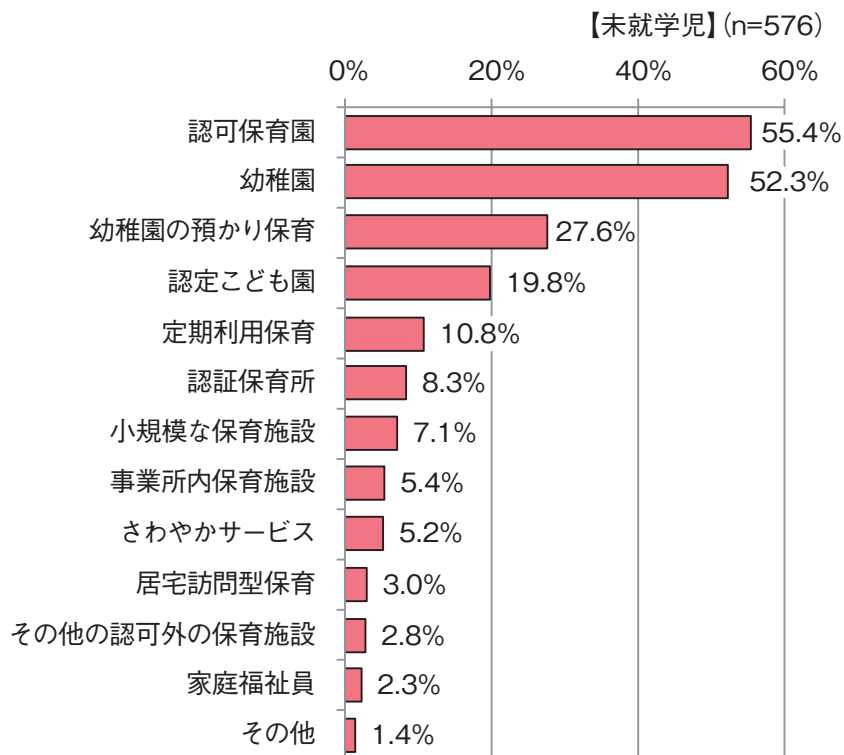
【図表2-5-3 働いていない母親の希望】



3) 日常的に利用したい事業

- 現在、利用している・していないにかかわらず、日常的に利用したい事業として、一番は「認可保育園」(55.4%)であり、二番目には「幼稚園」(52.3%)、三番目は「幼稚園の預かり保育」(27.6%)、四番目に「認定こども園」(19.8%)の順でした。多くの方が、保育園か幼稚園を希望されている状況にあります。

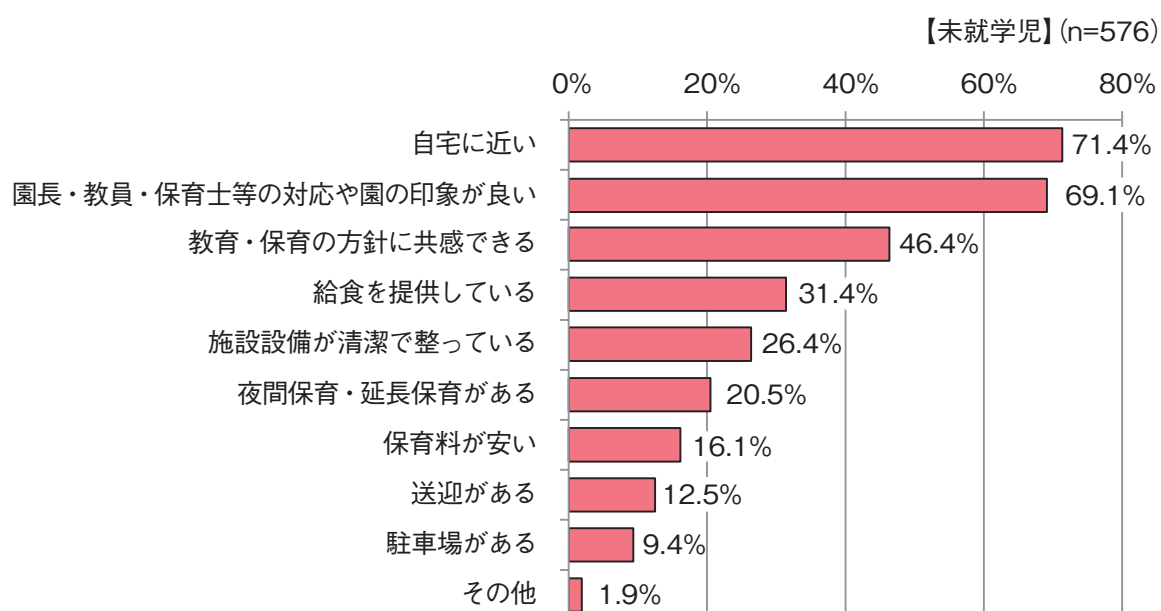
【図表2-5-4 日常的に利用したい事業】



4) 教育・保育を選ぶ際に重視する点

- 平日の教育・保育を選ぶ際に重視する点として、一番は「自宅に近い」(71.4%)であり、二番目は「園長・教員・保育士等の対応や園の印象が良い」(69.1%)、三番目は「教育・保育の方針に共感できる」(46.4%)でした。他には、「給食を提供している」(31.4%)、「施設設備が清潔で整っている」(26.4%)、「夜間保育・延長保育がある」(20.5%)が、比較的多くあった回答でした。
- 自宅に近くて園の印象が良いことが、教育・保育を選ぶ際に求められ、次いで、給食や施設設備といった点が重視される結果となっています。

【図表2-5-5 教育・保育を選ぶ際に重視する点】



(3) 自由意見

- 東大和市における子育ての制度や支援についての考えや希望、要望などについて、未就学児では400名、就学児では228名の方から合計805件の回答が寄せられました。内容別にみた主な意見は次の表のとおりです。

【図表2-5-6 ニーズ調査における自由意見まとめ】

意見の内容	件数	主な意見
一時保育・子ども家庭支援センターについて	93	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育の予約がいつも満杯でとれない。定員が少なすぎる。 ・実施個所を増やして欲しい。急な用事の時に利用できず困る。 ・一時保育の予約を電話予約できるようにしてほしい。
保育園について	158	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園に入りたくても入れない。待機児童の早期解消を望む。 ・家計のため働きたいが、保育園に入れないため、働けない。 ・空地を活用して、小規模保育園などを誘致してほしい。
幼稚園について	47	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する補助金を近隣市の水準に合わせてほしい。 ・幼稚園の無償化保育を早期に実現してほしい。 ・幼稚園が中心街にないのは困る。市の南部の方にもほしい。
学童保育について	108	<ul style="list-style-type: none"> ・高学年も利用出来たら安心して働くことが出来る。 ・早朝7時から20時までの預かりや、土日・長期休暇中にも預かってほしい。 ・学童保育の質を高めて、充実させてもらいたい。
学校・放課後子ども教室について	75	<ul style="list-style-type: none"> ・学力が低いのが心配。市は学力向上に努力すべき。 ・学校施設が古い。改修などで学校施設を充実させてほしい。 ・放課後子ども教室の回数をもっと増やしてほしい。
児童館について	23	<ul style="list-style-type: none"> ・館によって設備等が古い狭い。施設の中身の差が大きい。 ・ランドセル来館の時間を拡大してほしい。 ・授乳やおむつ交換ができる場所や授乳室を作してほしい。
公園・遊び場について	63	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の遊具が少ない。遊具をもっと増やしてほしい。 ・雑草やゴミが多く、きれいな公園が少ない。 ・ボール遊びができず、広くて良い公園なのにもったいない。
母子保健・医療について	43	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ等の予防接種を無料か助成にしてほしい。 ・医療費の自己負担分や所得制限を無くしてほしい。 ・休日・夜間診療を拡大してほしい。
病児・病後児保育・障害児保育等について	83	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育の預かってくれる時間帯が短く利用できない。土日も病児保育をしてほしい。 ・市内で複数利用できる場所があると、より利用しやすくなる。 ・健常者の子にとっても、障害のある子たちにとっても一緒に学びあう環境が好ましいと思う。
子育て制度・行政について	36	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション建設が進んで、子育て世代が多数転入しているのに、保育園・学童などの対応が遅い。 ・どんな制度があるのかよく分からず、もっと周知してほしい。 ・働き方が多様化している。日曜祝日でも保育が必要。
その他	76	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者が多い。街灯がもう少し多くなるとよい。 ・周りをもっと子どもを預けた方がよいという環境や考えになってくれたらありがたい。 ・父親の意識を子育てに向けられるサポートが向上したらよい。

第3章 計画の基本的な考え方



あふれる笑顔で豊かな心と幸せを育むまち 東大和

基本目標①

仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち

仕事も家庭も大切にでき、子どもたちの笑顔と幸せを守るため、待機児童を解消し、男女が共同して、誰もが安心して希望する教育・保育が受けられることを目指します。

基本目標②

すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、親子の健康に関する支援をはじめ、子育ての相談や情報の共有などを目指します。

基本目標③

地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち

地域が協働して子どもの権利と最善の利益を守り、子どもたちがさまざまな人たちと出会い、ふれあいと絆を深め、心豊かに自分らしく主体的に育つことを目指します。

1 基本理念

- 子ども・子育て支援事業計画を推進するにあたり、「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を基本理念としました。

あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和

2 基本目標

- 「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を実現するため、3つの目標を立て、それぞれに関連する事業を進めていきます。

(1) 基本目標①

仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち

- 男女の意識や価値観がこれまでとは変わり、核家族化や就労環境の変化、ライフスタイルの多様化など、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。その中で、子育てや仕事、家庭、男女平等など、仕事と生活の様々な要素を調和させ、子育て環境やワークライフバランスを充実させることが大切です。
- 仕事も家庭も大切にできるように、また、子どもたちの幸せと笑顔を守るために、待機児童を解消し、誰もが安心して、かつ、希望する教育・保育を受けられるよう、環境整備に努めます。
- 働く価値や子育ての価値をそれぞれが尊重して子育ての楽しさを共有し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できるように男女共同の子育てを推進します。

【関連事業】

- 保育園の整備
 - 幼稚園の整備
 - 認定こども園の整備
 - 延長保育事業
 - 幼稚園による一時預かり事業
- ※ 1号認定～3号認定の確保策

(2) 基本目標②

すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち

- すべての子育て家庭が安心して子育てができるためには、子どもを安心して産み育て、親子が健やかに成長できるよう、出産前や出産後の支援、病児保育など、親子の健康に関する保健医療の充実が大切です。
- 少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱く家庭もある中、子育てへの不安感や負担感の解消を図ります。
- 保護者の就労状況に関わらず、虐待を受けた子どもや特別な支援が必要な子どもを養育している家庭などを含め、すべての子どもと子育て家庭に、相談しやすい環境や情報の提供・共有を推進します。

【関連事業】

- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 病児病後児保育事業
- 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)
- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)
- 利用者支援事業(保育コンシェルジュ事業)

(3) 基本目標③

地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち

- 次世代を担う子どもたちが社会の中で主体的に生きていくためには、家族や学校、地域、子育て家庭同士が連携し、子どもたちが自らの力で考え、行動する力が身に付けられ、「子育て」できる環境が大切です。
- 地域が協働して、子どもや子育て家庭を見守り、地域で育てていく支援が大切です。子どもと子育て家庭が、子育てと子育てを通して、地域や保育園・幼稚園などに関わり、さまざまな人たちと出会うことによって、ふれあいと絆を深めることができます。
- 地域が協働して子どもの権利と最善の利益を守り、子どもたちがさまざまな人たちと出会い、ふれあいと絆を深め、心豊かに自分らしく主体的に育つ社会を目指します。また、多世代・異年齢交流を推進し、地域ぐるみで子育てに協力していく社会の実現を目指します。

【関連事業】

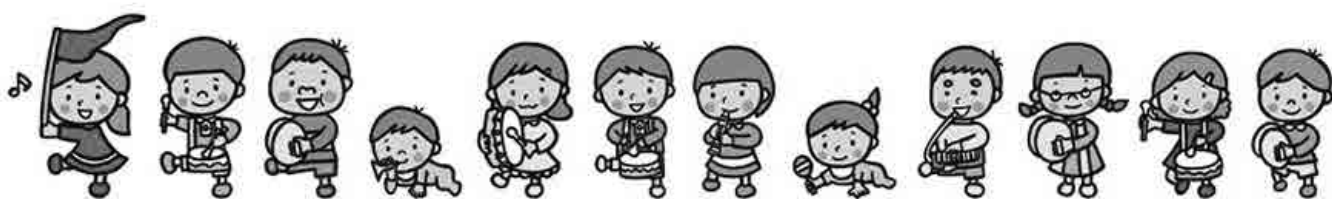
- 放課後児童クラブ(学童保育所運営事業)
- 一時預かり事業等(一時保育事業・緊急一時保育事業等)
- 子育て援助活動支援事業(さわやかサービス事業)
- 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業) (再掲)
- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業) (再掲)
- 利用者支援事業(保育コンシェルジュ事業) (再掲)
- 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

3 成果指標 (アウトカム指標)

- 本計画は、基本理念を実現するため、3つの基本目標のもと、関連する事業を推進していきます。
- そして、それらの関連事業を推進した結果、本計画全体の成果を表すものとして、これからも東大和市で子どもを生み育てたいと希望する人の割合を成果指標(アウトカム指標)に設定します。

成果指標		平成25年度	5年後の目標
これからも東大和市で子どもを生み育てたいと希望する人の割合	未就学児家庭	54.3%	60%
	就学児家庭	37.3%	50%

第4章 施策の展開



1 教育・保育の提供区域の設定

- 東大和市は、地勢や面積、人口がコンパクトにまとまっている市であり、計画においては市全体として長期的に捉えていく必要があります。
- また、施設の整備などにおいては柔軟な対応が可能となる点や、区域内のニーズと利用実態をおおむね一致させることができる利点から、東大和市における教育・保育の提供区域は、市全域で1区域と設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 新制度の認定区分と施設・事業

- 子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市区町村に行い、それに基づいて市区町村が認定を行います(ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります)。
- 認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。(図表4-1参照)

【図表4-1 認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	認定こども園、幼稚園
2号認定		有	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業
(認定対象外)		(無)	(基本的に保護者による自宅等での育児となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて東大和市の規則で定めます。

- 認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設(施設型給付)」と「地域型保育事業(地域型保育給付)」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。(図表4-2参照)

【図表4-2 施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内 容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います(幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です)。
	保育所	2・3号認定 0～5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かります。
地域型 保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育	3号認定 0～2歳児	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育します。
	家庭的保育		家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育		いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

(2) 認定区分別の量の見込みと確保の内容

- 教育・保育の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 教育・保育の量の見込みと確保の内容は、認定区分ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業(例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など)も、確保の内容に含めます。
- 平成26年度の確保の内容は定員数の実績を表しています。

1) 1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育のみ）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	1,170	1,174	1,173	1,170	1,165
②確保の 内容	幼稚園	(新制度)	—	0	0	0	0
		(私学助成)	720	1,128	720	720	720
	認定こども園	408	148	556	556	556	556
	市外幼稚園	(418)					
差異(②-①)		—	106	102	103	106	111

※幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の教育・保育施設となり施設型給付を受ける幼稚園と、子ども・子育て支援新制度にはよらずに、従来の私学助成を受ける幼稚園の2つに分かれます。

※市外幼稚園の数値は実績人数です。

【現状と確保の方策】

- 量の見込みは、平成31年度まで約1,170人前後で推移します。
- 認定こども園の定員増に加え、幼稚園は広域的な利用があるため、二一ズ量を確保できると見込んでいます。

2) 2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	1,179	1,183	1,182	1,178	1,172
②確保の 内容	教育・保育施設	1,202	1,177	1,249	1,249	1,249	1,249
	認可外・その他	0	0	0	0	0	0
差異(②-①)		—	▲2	66	67	71	77

【現状と確保の方策】

- 量の見込みは、平成31年度まで約1,180人前後で推移します。
- 認可保育園と認定こども園で1,200人以上の定員を確保します。

3) 3号認定（0歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	175	174	173	172	171
②確保の 内容	教育・保育施設	162	164	164	164	164	164
	地域型保育事業	4	3	3	3	3	3
	認可外・その他	12	12	12	12	12	12
差異(②-①)		—	4	5	6	7	8

【現状と確保の方策】

- 平成26年度の実績は156人でしたが、平成31年度までのニーズ量は175人前後で推移すると見込まれ、現状より多くなると推計されています。
- 平成24年度以降、0歳児に待機児童がないこと(各年4月)に加え、現状の定員においてもニーズ量を確保している状況にあります。

4) 3号認定（1～2歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	693	692	687	684	682
②確保の 内容	教育・保育施設	651	662	705	705	705	705
	地域型保育事業	4	29	10	10	10	10
	認可外・その他	26	26	26	26	26	26
差異(②-①)		—	20	49	54	57	59

【現状と確保の方策】

- 平成26年度の実績は679人でしたが、1歳児において待機児童が若干名いることから、平成27年度には693人のニーズが見込まれます。
- 平成27年度以降は徐々に減少すると推計されますが、既存施設の増改築等により引き続き待機児童の解消を目指します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は、事業ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 平成26年度の「確保の内容」は定員数等の実績を表しています。

【図表4-3 地域子ども・子育て支援事業の事業内容】

事業名	事業の内容
延長保育事業	通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで保育を行う事業です。
放課後児童クラブ (学童保育所運営事業)	授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
幼稚園による一時預かり事業	主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
一時預かり事業等 (一時保育事業等)	主として昼間において、子ども家庭支援センターや保育園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
子育て援助活動支援事業 (さわやかサービス事業)	援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ事業)	情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

(1) 延長保育事業

【事業の内容】

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人日／月

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	479	479	477	475	473
②確保の内容	—	479	479	477	475	473
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は390人でしたが、平成27年度以降は475人前後で推移すると見込まれます。
- 市内13園(平成26年度)での延長保育の実施や、ニーズに応える体制づくりに努めていきます。

(2) 放課後児童クラブ(学童保育所運営事業)

【事業の内容】

- 保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人日／月

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	低学年	—	690	702	695	696	697
	高学年	—	103	100	101	101	103
	合計	—	793	802	796	797	800
②確保の 内容	低学年	600	600	630	630	680	700
	高学年	—	66	77	88	99	110
	合計	600	666	707	718	779	810
差異(②-①)		—	▲127	▲95	▲78	▲18	10

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は636人で、市内11か所の学童保育所のうち、2か所で待機児童が36名おります。
- 平成27年度からは対象範囲が小学6年生まで拡大することから、平成31年度までは全体で約800人のニーズが見込まれています。
- 平成27年度から高学年のクラスを開設する予定で、学校との連携を図りながら、平成31年度までには待機児童を解消して、ニーズに応える体制整備に努めます。

(3) 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)

【事業の内容】

- 保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	168	168	167	167	166
②確保の内容	216	216	216	216	216	216
差異(②-①)	—	48	48	49	49	50

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は2人ですが、平成27年度以降は約170人程度のニーズが見込まれています。
- 本市においては、協力員世帯(3世帯)による養育を確保していることから、ニーズに応える体制を整えています。なお、将来的には市内の社会的養護施設の活用も検討していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

【事業の内容】

- 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	4,442	4,427	4,396	4,373	4,353
②確保の内容	—	6,663	6,663	6,663	6,663	6,663
③箇所数	3	3	3	3	3	3
差異(②-①)	—	2,221	2,236	2,267	2,290	2,310

【現状と確保の方策】

- 平成25年度は2か所において事業を行ってきましたが、平成26年度以降は実施箇所を3か所に増やし、子育て支援の充実に努めていきます。

(5) 幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／日

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	122	122	122	122	121
②確保の内容	—	122	122	122	122	121
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は94人で、平成27年度以降は約120人の量の見込みとなっています。ニーズに対応できるよう、市内の幼稚園と連携し、体制の確保に努めていきます。

(6) 一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）

【事業の内容】

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	緊急一時 保育	—	104	104	104	103	103
	一時保育	—	10,027	10,022	9,979	9,938	9,894
	合計	—	10,131	10,126	10,083	10,041	9,997
②確保の 内容	緊急一時 保育	—	160	160	160	160	160
	一時保育	—	6,225	6,990	8,265	8,775	10,000
	合計	—	6,385	7,150	8,425	8,935	10,160
③一時保育箇所数		4	4	4	4	4	4
差異(②-①)		—	▲3,746	▲2,976	▲1,658	▲1,106	163

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は、緊急一時保育で90人、一時保育で約3,000人となっています。平成27年度以降は、特に一時保育において、約3倍の需要が見込まれています。
- 一時保育は平成25年度まで1か所で開催していましたが、平成26年度以降は4か所で開催し、徐々に定員を増加させ、平成31年度までにニーズに対応できる体制の整備に努めていきます。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

- 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	2,117	2,116	2,108	2,100	2,090
②確保の内容	—	1,470	1,715	1,960	1,960	2,205
差異(②-①)	—	▲647	▲401	▲148	▲140	115

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は1,331人で、利用者は徐々に増加する傾向にあります。
- 平成27年度以降は2,100人前後の量が見込まれていますが、一日当たりの定員の拡大に努め、平成31年度までに受入体制を整えていきます。

(8) 子育て援助活動支援事業(さわやかサービス事業)

【事業の内容】

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／週

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	低学年	—	25	25	25	25	25
	高学年	—	0	0	0	0	0
	合計	—	25	25	25	25	25
②確保の 内容	低学年	—	25	25	25	25	25
	高学年	—	0	0	0	0	0
	合計	—	25	25	25	25	25
差異(②-①)		—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は1週間当たり25人でした。平成27年度以降の量の見込みでは、低学年においてのみ希望がありましたが、高学年の希望にも対応できるよう努めていきます。

(9) 利用者支援事業(保育コンシェルジュ事業)

【事業の内容】

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
箇所数	—	1	1	1	1	1

【現状と確保の方策】

- 平成27年度から実施される新規事業であり、専任職員を常駐させて情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援を充実させます。

(10) 妊婦健康診査

【事業の内容】

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
②確保の内容	—	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 平成25年度は対象となる妊婦689人へ14回分の受診票を交付しましたが、平成27年度以降も同様に受診票を交付し、妊婦の健康の保持と増進を図っていきます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	701	703	707	708	702
②確保の内容	—	701	703	707	708	702
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 生後4か月までの乳児のいる市内全ての家庭を訪問(平成25年度は661人)し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。

(12) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

- 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	82	81	82	80	80
②確保の内容	—	82	81	82	80	80
差異(②－①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 当市の保健師等が家庭を訪問(平成25年度は69人)し、乳児の発育や生活環境、疾病予防などの養育相談を行い、これまでと同様に、適切な養育の確保に努めます。

(13) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

【趣旨・目的】

- 「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的として、国において策定されたプランです。
- 東大和市では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、次のような行動計画を定め、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、子どもたちが主体的に育つよう、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいきます。

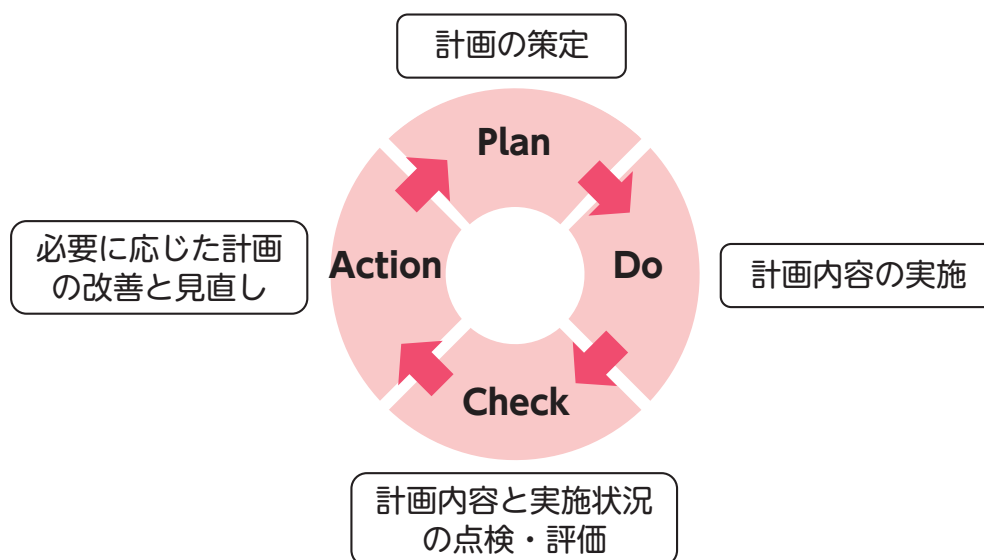
【行動計画】

内 容	行動計画
放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブ(学童保育所)は、平成31年度までに、おおよそ1/2を小学校内で実施することを目指します。
一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標	平成31年度までに市内全放課後児童クラブ(学童保育所)、放課後子ども教室及びランドセル来館事業との連携を目指します。
放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	平成31年度までに市内全放課後子ども教室を平日(学校長期休業中は除く)実施することを目指します。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策	(1) 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブ(学童保育所)の支援員(指導員)、放課後子ども教室のコーディネーター及びランドセル来館事業担当職員が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。
	(2) 共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、ボランティアを配置します。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	(1) 運営委員会等において、学校施設の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
	(2) 事業の実施主体である教育委員会と子ども生活部の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。
	(3) 放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	(1) 放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化にします。
	(2) 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	平成31年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブ(学童保育所)で実施することを目指します。

第5章 計画の推進体制



- 本計画の実現に向けては、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて、計画の改善や見直しなどの措置を講じていくこととします。



1 計画の推進

(1) 関係機関等との連携・協働

- 計画の推進にあたっては、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携して子ども・子育て支援施策に取り組むとともに、市内の教育・保育事業者、学校、市民との連携・協働を推進し、多くの方の意見を取り入れながら、施策の充実を図っていきます。
- 必要に応じて、各関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境向上や環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

(2) 計画・制度の周知

- 計画の推進には、子育て家庭や関係団体・事業者をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、計画の内容を関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民にお知らせします。
- 「子ども・子育て支援新制度」を周知していくことは、安心した妊娠や出産・子育てにつながっていくと考えられるため、分かりやすい情報提供に努めていきます。

2 計画の進行管理

(1) 進捗状況の管理

- 計画の進捗状況の管理にあたっては、「東大和市子ども・子育て支援会議」においてその進捗状況を確認・評価していきます。
- なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。

(2) 評価指標

- 本計画を実効性のあるものとして推進するため、評価においては個別の関連事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)について評価を行います。
- また、必要に応じて、市民意識調査等の調査結果を評価指標に取り入れます。

資料編



1 東大和市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき、市長の附属機関として、東大和市子ども・子育て支援会議を(以下「支援会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業(法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。)の利用定員の設定に関する事。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画(法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。)の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する施策の実施状況に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項

(組織及び委員)

第3条 支援会議は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者 3人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3人以内
- (4) 学校教育関係者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長1人を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議に係る会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 支援会議は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、子ども生活部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

2 東大和市子ども・子育て支援会議の委員一覧

◎会長、○副会長

分類	氏名	備考
子どもの保護者	伊藤 千夏	公募委員
	寺山 優子	公募委員
	水上 早苗	公募委員
学識経験者	上田 みどり	民生(児童)委員 主任児童委員
	坂本 勝恵	地域福祉審議会 子ども・家庭部会委員
	◎佐々木 晶堂	東京都社会福祉協議会 児童部会長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	片野 景子	東大和早樹保育園 保育士
	廣澤 浩	すこやか病児・病後児保育室長 (広沢こどもクリニック)
	山本 明美 (平成25年8月～ 平成26年3月)	南街保育園長
	仲里 玲子 (平成26年4月～)	れんげ保育園長
学校教育関係者	○網干 裕之	狭山ヶ丘幼稚園長
	杉本 快枝 (平成25年8月～ 平成26年3月)	第三小学校長
	住吉 豊 (平成26年4月～)	

3 子ども・子育て支援会議等の開催概要

開催日	会議名	内容
【平成25年度】		
平成25年8月21日	第1回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 会長・副会長選出について ● 諮問書について ● ニーズ調査(案)について
平成25年9月26日	第2回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査(案)について ● 第3回東大和市子ども・子育て支援会議(施設見学)について
平成25年10月18日～	子ども・子育て支援ニーズ調査実施	
平成25年11月15日	第3回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の保育園・幼稚園等の施設見学
平成26年1月20日	第4回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について ● 教育・保育等の量の見込みについて ● 教育・保育提供区域について
平成26年3月20日	第5回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育提供区域について ● 東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書について ● 教育・保育等の量の見込みについて
【平成26年度】		
平成26年5月23日	第1回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育等の量の見込みの補正について ● 新制度に係わる基準について
平成26年7月1日	第2回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育等の量の見込みの補正について ● 新制度に係わる基準について ● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準 ● 地域型保育事業の設備と運営の基準 ● 放課後児童健全育成事業の設備と運営の基準 ● 支給認定基準 ● 子ども・子育て支援事業計画の骨子案について

開催日	会議名	内容
平成26年7月28日	第3回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育等の量の見込みの確保策について ●子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
平成26年8月29日	第4回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
平成26年9月17日	第5回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画の中間報告案について
平成26年10月11日 10月14日	市民説明会(計3回)	「子ども・子育て新制度ってな～に?～これからの東大和の子育てについて」
平成26年11月20日	第6回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画(案)について ●利用者負担について
平成27年1月29日	第7回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画(案)について ●利用者負担額(案)について



4 用語解説

【あ行】

- **アウトカム**

成果に関する指標。例えば、待機児童がどの程度減少したかなどがあげられる。

- **アウトプット**

事業実施に直接関連する指標。例えば、保育所の定員数の整備などがあげられる。

- **一時預かり事業（一時保育事業）**

主として昼間において、子ども家庭支援センターや保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

- **延長保育**

通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで行う保育。

【か行】

- **核家族(化)**

夫婦とその未婚の子どものみからなる世帯。核家族とは単に家族構成の形態を指すものであって構成人数を問わないため、いくら子どもの数が多くても親と子どもだけで居住していれば核家族となる。

- **家庭的保育**

保育者の居宅やその他の場所で行われる小規模の異年齢保育。2010年4月から児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら、ともに地域子どもたちを守り育てる役割を担う。

- **かるがもひろば**

東大和市の子ども家庭支援センターの愛称。子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、子どもと家庭に関する総合相談および子育て支援サービスの提供・調整などを行う窓口。

- **居宅訪問型保育**

自宅等に保育士等が訪問して児童の保育を行う事業。いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。

- **緊急一時保育**

保護者の病気、出産又は家族の看護等で、一時的に子どもの世話ができないときに市内の保育園で行う保育。

- **合計特殊出生率**

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値で、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。合計特殊出生率がおよそ2.08のとき、人口は増加も減少もしない。また、この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

- **子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）**

援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

- **子育て短期支援事業（子どもショートステイ）**

養育協力員世帯の家庭や児童福祉施設などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業。

- **子ども・子育て支援新制度**

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

- **子ども・子育て支援法**

わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。地方公共団体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けている。

【さ行】

●事業所内保育

もとは企業内または事業所の近辺に用意された、育児中の従業員向けの託児施設で、子どもを育てながら従業員が安心して働けることを目的としている。なお、子ども・子育て支援新制度では、定員数に基づいた一定数の地域枠を設けて、その地域の子どもと従業員の子どもを一緒に保育することで、新制度における保育給付対象の施設となる。

●次世代育成支援行動計画

次世代育成支援を計画的に推進するため制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられていた計画。平成27年度以降、地方公共団体の策定は任意とされている。

●次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

●就業率

15歳以上の人口の中で、実際に働いている人の就業者の割合。就業者とは、従業者と休業者を合わせたもので、従業者は、調査週間中において、収入を伴う仕事を少しでも(1時間以上)した者、休業者は、仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、① 雇用者で、仕事を休んでも給料・賃金の支払を受ける者と、② 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。

●小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。大都市部の待機児童対策、人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できることや、多様な主体が、多様なスペースを活

用して質の高い保育を提供できること、保育所分園やグループ型小規模保育、地方単独事業など、様々な事業形態から移行できることが期待される。

【た行】

●待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をし、入所条件を満たしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。

●男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

【な行】

●ニーズ調査

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」の把握を目的に実施した調査。調査結果を共働き等の家族類型に分類し、その希望等から計画における「量の見込み」を算出した。

●乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

●認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)をクリアして都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所(私立)があり、公費により運営されている。

● 認証保育所

東京都独自の制度で、国の基準による従来の認可保育所は、設置基準などから大都市では設置が困難で、また0歳児保育を行わない保育所があるなど、都民の保育ニーズに必ずしも応えられていなかったことから、東京の特性に着目した独自の基準を設定して、多くの企業の参入を促し事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることができる、新しい方式の保育所、認証保育所制度。A型(駅前基本型、対象0～5歳)とB型(小規模、対象0～2歳)の2種類がある。

● 認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育の利用を希望する子どもが、申請して受ける必要がある認定の区分。認定には3つの区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われる(p30・図表4-1を参照)。

● 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、②地域において子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から認定を受けた施設。地域の実情に応じて①幼保連携型(認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ)、②幼稚園型(認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ)、③保育所型(認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ)、④地方裁量型(幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ)の4種類がある。

● 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【は行】

● PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改

善(action)の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。これを繰り返すことによって螺旋状に次第にプロセスが改善されることが期待されている。

- **病児・病後児保育事業**

病気又は病気の回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

- **放課後児童クラブ（学童保育所）**

放課後等に保護者が就労・病気などの理由により家庭において十分に子どもを保育できない場合に、保護者に代わって放課後に保育を行う施設。授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設。

【や行】

- **養育協力員世帯**

保護者の出産・疾病等で家庭における養育が困難となった児童を一時的に預かる協力家庭宅。

- **養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業。

- **幼稚園**

小学校や中学校、高校、大学などと同じように、学校教育法に定められた学校で、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的(学校教育法第22条)としている。ただし、小中学校のような義務教育機関ではなく、満3才から小学校就学前までの幼児に入園資格がある。

- **幼稚園による一時預かり事業**

主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

【ら行】

- **利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業）**

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じ相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

5 Q&A集

(1) 保育所等について

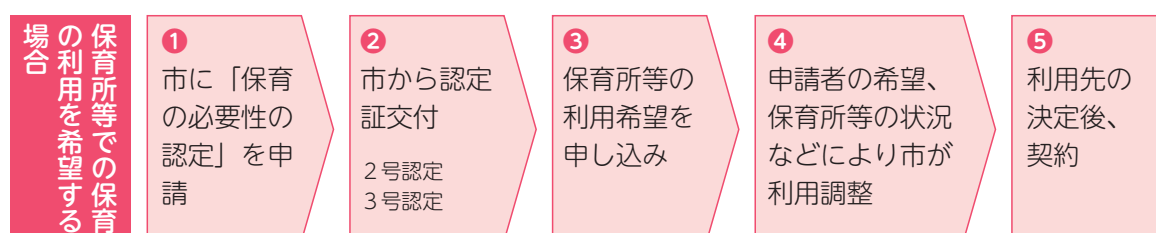
Q：新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか？

A：現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所を運営している事業者が、どのように運営していくかを定めることになっています。

Q：保育を利用するときの手続きはどうなるのですか？

A：基本的な流れは、以下の通りですが、当面は、保育の必要性の認定手続きと利用希望申し込みを同時に市に行ってください。

■子ども・子育て支援新制度における保育所等利用の流れ



Q：新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？従来の申込み方法から変更はありますか？

A：新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要な応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。

Q：すでに入園している人たちには関係ないのではないですか？

A：お子さんの年齢と保護者の就労状況等によって区分された、認定証を発行いたします。また、手続きは現在、通園している保育所経由での手続きとなります。なお、認定証は転園等の際に必要となりますので大切に保管してください。

Q：共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか？

A：共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。

保育所などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」(2号認定)を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育所の利用の状況を見て、市が認定を維持するか、または変更するかを決めていくこととなります。

Q：認定の有効期間は何年ですか？有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなるのですか？また、現況の報告等は毎年必要なのですか？

A：教育標準時間認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)です。保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。ただし、求職活動が事由である場合については、最長60日を有効期間として取り扱います。また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとなります。

Q：保育する施設(事業)は変わるのですか？

A：幼稚園や保育園が認定こども園に移行したり、認証保育所が小規模保育所等に移行することがあります。なお、認証保育所が小規模保育所等に移行しない場合でも、今のままご利用いただけます。

Q：待機児童問題は解消されるのですか？

A：深刻な待機児童問題に対応するため、政府では「待機児童解消加速化プラン」を策定し、新制度の開始(平成27年4月)を待たずに先取りとなる取組みを行っています。具体的には、小規模な保育事業や、幼稚園での預かり保育、認可を目指す認可外保育施設への支援や、保育士の方の処遇改善などの取組みを進め、さらに新制度の本格実施により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目指しています。また、東大和市では平成26年4月現在、待機児童は1歳児のみの14名に減少してきましたが、今後も待機児童が生じないように、本計画に沿って対策を講じていきます。

Q：認可外保育施設は、新制度ではどうなるのですか？

A：保育の質を確保しつつ量を拡充していくため、新制度では、認可基準を満たす施設が原則として認可される仕組みが導入され、こうした取組みにより認可施設が増加することが期待されます。

Q：新制度になると保育料はどうなるのですか？

A：現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市が定めることとなります。また、所得階層区分の決定の根拠が所得税の額から住民税所得割の額へ変更し、新制度による保育の必要性の認定は、保育標準時間と保育短時間に分かれます。なお、保育標準時間と保育短時間では利用者負担(保育料)が異なります。

Q：新制度では、保育料は毎年同額になるのですか？

A：保育料は、市民税額をもとに毎年決定されることになり、保育料の切り替え時期は、毎年9月になります(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民税額により保育料が決定)。前年度の収入の変動に伴い、保育料の階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい保育料となります。

(2) 幼稚園等について

Q：教育する施設(事業)は変わるのですか？

A：認定こども園が新設されたり、幼稚園が認定こども園に移行することがあります。なお、私立幼稚園については新制度に移行する園と現行制度を継続する園があり、今後、各園の判断においていずれかを選択することとなります。私立幼稚園が新制度に移行しない場合も、新制度外の施設として今のままご利用いただけます。

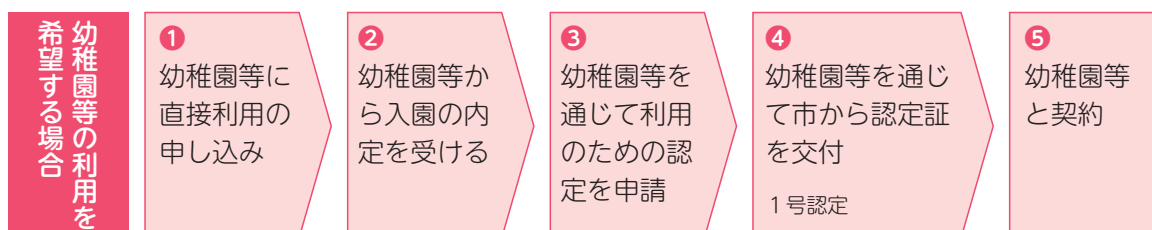
Q：幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A：幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」(1号認定)を受けていただくこととなります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようになります。

Q：新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？従来の申込み方法から変更はありますか？

A：新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合は必要に応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。

■子ども・子育て支援新制度における幼稚園等利用の流れ



Q：幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A：新制度では、保護者の所得に応じて市が定める利用者負担額を幼稚園へ支払う仕組みになり、また、就園奨励費補助金に代わって、公定価格にもとづく行政からの補助を踏まえた金額になります。なお、国基準以上の手厚い教育(保育)が実施される場合、各園において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。新制度外の私立幼稚園については今までどおり園が利用料金を定めます。

Q：幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？

A：幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になる場合があります。また、新制度では、こうした幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所などでの一時預かりを充実し、子育て家庭のニーズに合わせて利用しやすくしていきます。

(3) 認定こども園・その他について

Q：認定こども園のメリットは何ですか？

A：認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用できる、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。

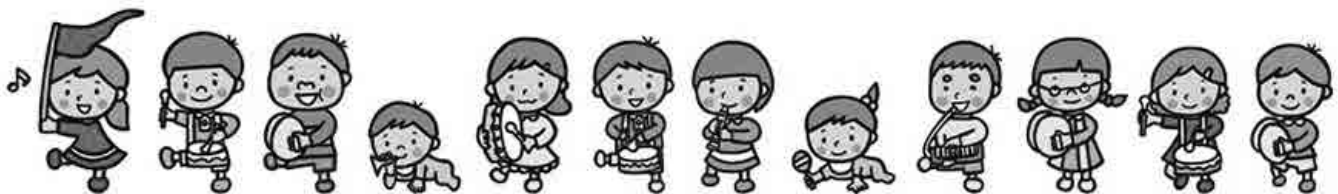
Q：家で育児をしています。フルタイムの共働き家庭でなければ新制度の支援を受けられないのですか？

A：新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育ての支援として、急な用事などの際に利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点(子育てひろば)」などがあります。

また、パートタイムの方でも1か月あたり48時間以上就労していれば、保育の必要性があると認定し、保育所等を利用することができます。

Q：「放課後児童クラブ」の改善が図られると聞きましたが、どうなるのですか？

A：放課後児童クラブは、新制度実施に向けて、職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて新たな基準を定めました。また、これまで基本的に小学校3年生までが対象児童でしたが、小学校6年生までが対象となります。



東大和市子ども・子育て支援事業計画

発行 東大和市
平成27年3月
編集 東大和市子ども生活部保育課
〒207-8585
東大和市中心3丁目930番地
電話：042-563-2111(代表)
FAX：042-563-5928